委員会提出議案第 2 号

立川市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年6月18日

提出者 立川市議会議会運営委員会 委員長 古 屋 直 彦

理由

地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条第6項本文の規定による。

立川市議会委員会条例の一部を改正する条例

立川市議会委員会条例(昭和31年立川市条例第11号)の一部を次のように改正する。 次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)	(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)
第2条略	第 2 条
2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。	2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。
(1) 総務委員会 7人	(1) 総務委員会 7人
総合政策部 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31	総合政策部、行政管理部、財務部、市民生活部、産業文化スポー
年法律第162号) 第1条の4に規定する総合教育会議(以下「総合教	ツ部協働推進課、公営競技事業部及び会計課に関する事項並びに他
育会議」という。) に関する事項を除く。) 、行政管理部、財務	の常任委員会に属しない事項
部、市民生活部、産業文化スポーツ部協働推進課、公営競技事業部	
及び会計課に関する事項並びに他の常任委員会に属しない事項	
(2)及び(3)略	(2)及び(3)略
(4) 文教委員会 7人	(4) 文教委員会 7人
総合政策部(総合教育会議に関する事項に限る。)及び教育委員	教育委員会に関する事項
<u>会</u> に関する事項	
77/L 🖂 ti	

附則

この条例は、公布の日から施行する。